

美浜町くらし応援商品券発行事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民の生活に影響のある食料品、電気代、ガス代等の物価高騰を踏まえ、地域における消費の喚起と日常生活を支援するため、世代や性別問わず広く全町民に行き届く商品券の発行事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) デジタル商品券 株式会社ふくいのデジタル（以下「ふくいのデジタル」という。）が提供するスマートフォンアプリを利用したデジタル地域通貨決済プラットフォーム「ふくいはぴコイン」をいう。
- (2) 紙商品券 ふくいのデジタルが紙面で発行する、特定の商品の購入やサービスの対価として使用できる証書をいう。
- (3) 商品券等 紙商品券及びデジタル商品券をいう。
- (4) 特定取引 商品券等が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (5) 特定事業者 特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者としてふくいのデジタルに登録された者をいう。

(交付対象者)

第3条 商品券等の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和7年12月1日において、町の住民基本台帳に記録されている者とする。

(商品券等の額等)

第4条 交付する紙商品券の額は、交付対象者1人当たり2万円とする。

2 交付するデジタル商品券の額は、交付対象者1人当たり2万2,000円とする。

3 紙商品券の1枚当たりの額は、1,000円とし、交付枚数は交付対象者1人当たり20枚とする。

(交付対象者の決定)

第5条 町長は、交付対象者からの申請によらず、町の住民基本台帳を確認の上、交付対象者を決定するものとする。

(交付方法等)

第6条 町長は、交付対象者に対して、商品券等の種類を選択するための意向確認書（以下「意向確認書」という。）を送付するものとする

2 交付対象者は、意向確認書によりデジタル商品券又は紙商品券のいずれかを選択するものとする。

3 交付対象者がデジタル商品券を選択した場合は、同封されているQRコードをスマートフォンで読み取ることによりふくいはぴコインを付与するものとする。

- 4 交付対象者が紙商品券を選択した場合は、意向確認書にその旨を記載し、町長へ提出するものとする。
- 5 町長は、意向確認書が提出されたときは、紙商品券を当該交付対象者に交付するものとする。
- 6 町長が別に定める期限までに、第3項又は第4項の規定による交付対象者の意向確認ができない場合は、当該交付対象者に紙商品券を交付するものとする。
- 7 町長は、第1項、第5項又は前項の規定により送付した意向確認書又は紙商品券が郵便局から還付された場合において、当該交付対象者に対する連絡、訪問等当該交付対象者の居所の確認に努めたにもかかわらず、居所が判明しないときは、当該交付対象者に対して商品券等を交付しないことができる。
- 8 町長は、第1項の規定により意向確認書を送付するまでの間に、交付対象者が町の住民基本台帳の記録から死亡等により除かれた場合は、当該交付対象者に対して商品券等を交付しないことができる。

(商品券等の使用範囲等)

第7条 商品券等は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 商品券等の使用期間は、町長が別に定める日から令和8年12月31日までの間とする。
- 3 特定取引に使用された紙商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われぬものとする。
- 4 商品券等は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。
- 5 商品券等は、次の各号に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 各種商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税又は使用料等の公租公課

(特定事業者の登録等)

第8条 特定事業者として登録できる者は、町内において、事業所、店舗等を有する事業者であることとする。

- 2 特定事業者の募集は、ふくいデジタルにおいて手続を定め行うものとする。

(特定事業者の責務)

第9条 特定事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引において商品券等の受け取りを拒んではならないこと
- (2) 商品券等の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと

- (3) 町と適切な連携体制を構築すること
- (4) その他町長がこの要綱の目的に反すると認める行為をしないこと
(商品券等の換金手続)

第10条 特定事業者が取引の対価として受け取った商品券の換金は、ふくいデジタルにおいて手続を定め行うものとする。

(商品券等に関する周知等)

第11条 町長は、事業の実施に当たり、交付対象者の要件、交付の方法、使用開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(不当利得の返還)

第12条 町長は、商品券等の交付後であって令和8年12月31日までに当該交付された者が交付対象者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であることを把握したときは、把握した時期に応じて、次に掲げるとおり対応するものとする。

- (1) 返還対象者が商品券等を使用する前にあっては、返還対象者に商品券の返還を求める。
- (2) 返還対象者が商品券等を使用した後については、返還対象者に商品券を使用した額に相当する金額の返還を求める。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月18日から施行する。